**未成年者のみでの外来受診に関する同意書**

未成年者は理解・判断能力が未熟である可能性があるため、民法上は単独での医療契約が完全には認められていません。医療はその性質上、健康や命に大きく影響を与える可能性があり、検査や投薬、副作用などのリスクを完全に排除することはできません。そのため、通常は未成年者の受診には保護者が同伴し、医師の説明を理解した上で同意をいただく必要があります。

しかし、現実には保護者が未成年者の診察に同伴できない場合もあるため、当院では15歳以上の未成年者に限り、保護者から同意書を頂くことで単独受診を認めています。以下の内容に同意いただける場合はご署名をお願いいたします。

**まるばね泌尿器科クリニック北区東十条 院長殿**

上記の内容を理解し、保護者同伴なしで診察を受けさせることに同意します。また、診察に同席できない場合は、患者（未成年者）が医師と話し合い、同意した医療を受けることに同意し、診療内容について異議申し立てはいたしません。診療内容について不明な点がある場合は、患者とともに診療時間内に受診いたします。

年　　月　　日

**保護者署名　　　（　　　　 　　　　　　　　　　　　）　　　　続柄（　　　　　　　）**

**未成年患者氏名（　 　　　　　　　　　　　　　　　）**

**住所 　　　 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**

**電話番号 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**